

23水管第1560号
平成23年10月26日

運輸安全委員会
委員長 後藤昇弘 殿

水産庁長官

遊漁船はなぶさ釣り客負傷事故に係る意見について

平成23年9月30日付け運委参第309号による標記意見を受け、別添1のとおり業務規程例（平成15年3月7日付け水産庁長官通知14水管第3670号）を改正するとともに、別添2により都道府県知事、社団法人全国遊漁船業協会及び遊漁船業務主任者養成講習実施者に対し要請したのでお知らせする。

別添 1

○ 業務規程例（平成 15 年 3 月 7 日付け水産庁長官通知 14 水管第 3670 号）の一部改正 新旧対照表

改正後		現行	
別表 8 安全の確保のため周知すべき内容及び方法		別表 8 安全の確保のため周知すべき内容及び方法	
周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)	周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
()遊漁船に周知内容を掲示する。	一般的事項 ()出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと	()遊漁船に周知内容を掲示する。	一般的事項 ()出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと
()遊漁船の乗船前に書面を配布する。	()遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと <u>()航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること</u> ()天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ()救命胴衣等の保管場所 ()乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用すること	()遊漁船の乗船前に書面を配布する。	()遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ()天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ()救命胴衣等の保管場所 ()乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用すること
(略)	(略)	(略)	(略)
別表 9 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項		別表 9 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項	
航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)		航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)	
一般的事項 ()出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。 () <u>航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する針路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。</u> () <u>航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。</u> ()海中転落のおそれのある作業をする場合は、救命胴衣等を着用します。 ()利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させるよう努めます。 ()12 歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。 ()気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣等を着用させます。 ()その他 () 船釣りをする場合 (略) 磯等渡しをする場合 (略) 上記以外（観光定置、観光底びき等）をする場合 (略)	一般的事項 ()出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。 ()海中転落のおそれのある作業をする場合は、救命胴衣等を着用します。 ()利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させるよう努めます。 ()12 歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。 ()気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣等を着用させます。 ()その他 () 船釣りをする場合 (略) 磯等渡しをする場合 (略) 上記以外（観光定置、観光底びき等）をする場合 (略)		

都道府県知事 へ

遊漁船利用者の安全確保について

平成22年7月11日に乗客1名が負傷した「遊漁船はなぶさ釣り客負傷事故」について、運輸安全委員会が、平成23年9月30日に船舶事故調査報告書を公表したところである。

さらに、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条の規定に基づき、同委員会から、当職に対し、「遊漁船はなぶさ釣り客負傷事故に係る意見について」（平成23年9月30日付運委参第309号。別添1）が提示され、「遊漁船業者又は遊漁船業務主任者に対して本事故による釣り客の被害の発生を周知し、釣り客の安全確保のため、遊漁船業者が定める業務規程を改定するよう、都道府県知事へ助言するべきである」との意見が示されたところである。

この意見を受け、業務規程例（平成15年3月7日付け水産庁長官通知14水管第3670号）を別添2のとおり改正したところである。

については、遊漁船利用者の安全の確保の観点から、貴管下の遊漁船業者等に対して、速やかに業務規程を改正するよう指導願うとともに、引き続き、遊漁船利用者の安全に関する講習会及び遊漁船業務主任者を養成する講習の開催などを通じ、遊漁船業者及び遊漁船利用者の安全意識の向上に努められたい。

また、貴管下の関係団体等が主催する遊漁船業者に対する安全に関する講習会の開催への協力等について併せて御配慮願いたい。

なお、社団法人全国遊漁船業協会及び遊漁船業務主任者講習実施者に対して別紙写しのとおり通知したので、御了知願いたい。

社団法人全国遊漁船業協会 あて

遊漁船利用者の安全確保について

平成22年7月11日に乗客1名が負傷した「遊漁船はなぶさ釣り客負傷事故」について、運輸安全委員会が、平成23年9月30日に船舶事故調査報告書を公表したところである。

さらに、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条の規定に基づき、同委員会から、当職に対し、「遊漁船はなぶさ釣り客負傷事故に係る意見について」（平成23年9月30日付運委参第309号。別添1）が提示され、「遊漁船業者又は遊漁船業務主任者に対して本事故による釣り客の被害の発生を周知し、釣り客の安全確保のため、遊漁船業者が定める業務規程を改定するよう、都道府県知事へ助言するべきである」との意見が示されたところである。

この意見を受け、業務規程例（平成15年3月7日付け水産庁長官通知14水管第3670号）を別添2のとおり改正したところである。

については、遊漁船利用者の安全の確保の観点から、遊漁業者に対する安全に関する講習会及び遊漁船業務主任者を養成する講習の開催などを通じ、今回の改正内容を踏まえた防止対策の指導を行うとともに、引き続き、遊漁船業者及び遊漁船利用者の安全意識の向上に努められたい。

遊漁船業務主任者養成講習実施者 あて

遊漁船利用者の安全確保について

平成22年7月11日に乗客1名が負傷した「遊漁船はなぶさ釣り客負傷事故」について、運輸安全委員会が、平成23年9月30日に船舶事故調査報告書を公表したところである。

さらに、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条の規定に基づき、同委員会から、当職に対し、「遊漁船はなぶさ釣り客負傷事故に係る意見について」（平成23年9月30日付運委参第309号。別添1）が提示され、「遊漁船業者又は遊漁船業務主任者に対して本事故による釣り客の被害の発生を周知し、釣り客の安全確保のため、遊漁船業者が定める業務規程を改定するよう、都道府県知事へ助言するべきである」との意見が示されたところである。

この意見を受け、業務規程例（平成15年3月7日付け水産庁長官通知14水管第3670号）を別添2のとおり改正したところである。

については、遊漁船利用者の安全の確保の観点から、遊漁船業務主任者を養成する講習において、今回の改正内容を踏まえた防止対策の指導を行うとともに、引き続き、遊漁船業者及び遊漁船利用者の安全意識の向上に努められたい。